

規 則

埼玉県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第二十号

埼玉県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県環境影響評価条例施行規則（平成七年埼玉県規則第九十八号）の一部を次のように改正する。

別表第三第七号ホ中「第三十六条の二第二項」を「第三十二条第一項（同法第二百五条において準用する場合を含む。）、第六十八条第一項（同法第八十四条第一項において準用する場合を含む。）又は第一百一条第一項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。